「資格情報のお知らせ」の未就学の被扶養者の方に係る自己負担割合

の表示誤りについて（お詫び）

この度、すべての組合員及びその被扶養者の皆様に通知している「資格情報のお知らせ」の自己負担割合の表示に関し、未就学の被扶養者の方に係る自己負担割合につきましては、本来は「２割」と表示するところ、誤って「３割」と表示してしまい、関係者の皆様にご迷惑・ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当組合としては、このようなことが生じないよう、再発防止について徹底してまいります。

１　経緯

医療機関等において保険診療を受ける際の自己負担割合につきましては、７０歳以上の方又は未就学の被扶養者の方を除き、一般の方は３割とされています。

７０歳以上の方に係る自己負担割合につきましては、２割又は３割（現役並み所得のある方）とされており、所得に応じて自己負担割合が異なるため、当組合から高齢受給者証を交付し、当該証に自己負担割合を表示しています。

また、未就学の被扶養者の方に係る自己負担割合につきましては、すべて２割とされています。

この度の「資格情報のお知らせ」の通知に当たっては、政府からの要請により、通常の保険証（組合員証及び被扶養者証）には表示のない自己負担割合を、すべて表示することとなりました。

２　原因

当組合本部において、印刷業者に「資格情報のお知らせ」の作成を発注する際に、未就学の被扶養者の方に係る自己負担割合の取扱いについて指示が漏れてしまい、未就学の被扶養者の方につきましても、一般の方と同じ３割で表示してしまいました。

３　表示誤りによる影響

未就学の被扶養者の方につきましては、医療機関等において保険証（被扶養者証）に表示された「生年月日」又はマイナ保険証で確認された「生年月日」により自己負担割合を判断し、正しく自己負担が求められます。

このため、実際に医療機関等において保険診療を受ける際は、自己負担の額には影響はありませんので、ご安心ください。

令和６年１０月１６日

地方職員共済組合保健福祉部保健課（当組合本部）

問合せ先：03-3261-9824（上記部署）

又は下記URLで表示されたご自身の所属支部

当組合ホームページ：<https://www.chikyosai.or.jp/about/introduction/index.html>